

## 紀の川市赤ちゃんの駅事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、乳幼児を抱える保護者等が、外出中に授乳やおむつ替えのために気軽に立ち寄ることができる施設を、紀の川市赤ちゃんの駅（以下「赤ちゃんの駅」という。）として登録し、その周知を図ることで、子育て世代が外出しやすい環境づくりを進めるとともに、地域社会全体で子育てを応援する意識の醸成を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、紀の川市（以下「市」という。）とする。

### (利用対象者)

第3条 赤ちゃんの駅を利用できる者は、授乳又はおむつ替えを必要とする乳幼児及びその保護者等とする。

### (登録施設基準)

第4条 赤ちゃんの駅として登録できる施設は、市内の公共施設、商業施設その他の不特定多数の者が利用できる施設で、次に掲げる基準を満たすものとする。

(1) 屋内において次のいずれかに該当する設備を有していること。

- ア カーテン、パーテーション等で仕切られ、外部の目を気にせずに授乳できる設備
- イ おむつ替え台、ベビーベッド等のおむつ替えができる設備

(2) 次の全てに該当していること。

- ア 安全性を確保し、適正な衛生管理を行うこと。
- イ 赤ちゃんの駅の利用料を無料とすること。
- ウ 遊興飲食させる店舗、風俗店その他の青少年の健全な育成を妨げる施設でないこと。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者が運営に関わる施設でないこと。

### (登録方法等)

第5条 赤ちゃんの駅として登録を希望する民間施設の管理者（以下「申請者」という。）は、紀の川市赤ちゃんの駅登録申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、必要な調査を行い、前条の基準を満たす施設と認めるときは、赤ちゃんの駅として登録するものとする。

3 市長は、前項の規定により登録したときは、紀の川市赤ちゃんの駅登録通知書（様式第2号）により、その旨を申請者に通知するとともに、紀の川市赤ちゃんの駅ステッカー（以下「ステッカー」という。）を交付するものとする。

4 市長は、第1項に規定する申請があり、その内容を審査し、必要な調査を行い、前条の基準を満たさない又は登録をする施設として適当でないと認めるときは、紀の川市赤ちゃんの駅不登録通知書（様式第3号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

（登録の変更）

第6条 前条第2項により登録された施設（以下「登録施設」という。）の管理者は、登録を受けた内容の変更又は登録の廃止をするときは、あらかじめ、紀の川市赤ちゃんの駅登録変更・廃止届（様式第4号）により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項に規定する届出があった場合は、紀の川市赤ちゃんの駅登録変更・廃止通知書（様式第5号）により、その旨を通知するものとする。

（登録の解除）

第7条 市長は、登録施設が第4条の基準を満たさないことが明らかになったとき又は登録施設として適当でないと認めるときは、登録を解除することができる。

2 市長は、前項の規定により登録を解除した場合は、理由を付して紀の川市赤ちゃんの駅解除通知書（様式第6号）により当該登録施設の管理者に通知するものとする。

（表示等）

第8条 登録施設の管理者は、施設の出入口等、利用者が容易に確認できる場所にステッカーを掲示しなければならない。

2 登録を廃止し、又は解除された施設の管理者は、当該施設にステッカーを掲示してはならない。

3 登録施設の管理者は、商品及び広告に登録施設である旨を表示することができる。

（利用者の遵守事項）

第9条 赤ちゃんの駅を利用する者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）施設又は設備を破損し、又は汚さないこと。

（2）登録施設の管理者の指示に従うこと。

（3）汚物は持ち帰ること。

（4）乳幼児及び利用者の安全は、利用者の責任において確保すること。

（利用の制限等）

第10条 登録施設の管理者は、次のいずれかに該当する場合は、その利用を制限することができる。

（1）安全性の確保又は適正な衛生管理を行う上で、支障があると認められるとき。

（2）利用者が指示に従わなかったとき。

(3) 施設が休業日に当たるとき。

(4) その他施設管理上の支障があるとき。

(実施状況報告等)

第11条 市長は、登録施設の管理者に対して、必要に応じ、実施状況について報告を求めることができる。

2 市長は、必要に応じ、登録施設の現状を確認することができる。

(公表)

第12条 市長は、登録施設の名称、所在地等を市のホームページへの掲載その他適当と認める方法により公表するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、令和8年7月1日から施行する。